

経営者協会通信

早いもので今年も師走を迎えました。今年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。

1年間をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



中小企業経営者協会

神奈川県横浜市青葉区青葉台2-10-20第2志田ビル3階
TEL：045-988-5155／FAX：045-988-5165
<http://www.chukeirou.jp/>



確認しておきたい 「70歳以上被用者該当届」と 在職老齢年金

厚生年金保険の被保険者資格は70歳になると喪失することになりますが、70歳以降も引き続き同様の労働条件等で勤務する場合は「厚生年金保険 被保険者資格喪失届」のほかに「厚生年金保険 70歳以上被用者該当届」（以下、「70歳以上該当届」という）を届け出る必要があります。これは、70歳以上で一定の要件に該当する人については、給与と年金の調整がされることになっているためです。今回はその仕組みを確認しておきましょう。



1.届出が必要な70歳以上の人

70歳以上該当届は、適用事業所に勤務し、以下のすべての要件に該当する人について、事業主が年金事務所に届け出ることであります。

- ①70歳以上の人
- ②社会保険の加入基準を満たす人
- ③過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する人

70歳に達する以前から勤務している人は当然ですが、70歳以降に新たに雇い入れた人や、労働条件を見直してこれらのすべての要件に該当した人も、届出が必要になります。また、従業員のみでなく、役員も対象となります。

2.70歳以降の給与と年金の調整

在職老齢年金とは、年金をもらいながら働く人の年金が調整される仕組みであり、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となるものです（支給停止されない人もいます）。70歳以上該当届を提出すると、65歳後半の在職老齢年金の仕組みが適用され、年金月額と給与（賞与を含む）を合計した額が46万円を超える場合は、その超えた金額の半分が支給停止

（※）されます。70歳以上の被用者に該当しなくなった後は、年金の支給停止はされなくなります。すでに支給停止となった年金額は返金されません。

※支給停止額＝{老齢厚生年金÷12＋（その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額÷12）－46万}÷2

3.その他の必要な手続き

70歳以上該当届以外にも、その他の被保険者が提出しなければならない報酬に係る手続きには、70歳以上の被用者の専用の様式により届け出る必要があります。具体的には賞与支払届、算定基礎届、月額変更届があります。これらの届出を行うと、在職老齢年金の支給停止額が見直されることになっています。

4.念のために確認しておきたい対象者

昭和12年4月1日以前に生まれた人は、平成27年9月まで在職老齢年金の対象外となっていました。平成27年10月から新たに対象に加わり、70歳以上該当届の届出が必要になりました。年齢から考えると、対象者は限定的かと思いますが、年金事務所からの通知は行われていないため、届出もれがないかを確認しておきましょう。

70歳以降は厚生年金保険料を納める必要はありませんが、在職老齢年金の対象となります。年金受給者は在職老齢年金に関心が高いため、対象者にその仕組みを説明できるようにしておきましょう。